

八峰町公告第 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので同法第19条第8項の規定により公告する。

なお、関係書類を八峰町役場ホームページに掲載し縦覧に供する。

令和8年3月31日  
八峰町長 堀内 満也

